

令和7年度歯と口の健康に関するポスターコンクール実施要項

1 趣 旨

県では、「茨城県歯と口腔の健康づくり8020・6424推進条例」及び「第4次健康いばらき21プラン」に基づき、歯科口腔保健の目標として、8020（ハチマルニイマル）に加え、本県独自に6424（ロクヨンニイヨン）を設定し、県民が生涯を通じて歯と口腔の健康を保持することを目指しています。

歯と口腔の健康保持について重点的な取組を行う「茨城県8020・6424運動推進期間」が11月8日から11月21日まで実施されることに伴い、8020・6424運動を広く県民へ周知し、歯科口腔保健の向上に資するため、この目的に沿ったポスターを募集します。

2 主 催

茨城県・茨城県教育委員会・公益社団法人茨城県歯科医師会

3 応募資格

- (1) 小学校の部 県内の小学校・義務教育学校・特別支援学校小学部の3学年・6学年の児童
- (2) 中学校の部 県内の中学校・義務教育学校（後期課程）・中等教育学校（前期課程）・特別支援学校中学部の生徒

4 ポスター作品の規格等について

- (1) 応募点数 1人1点。
- (2) 用紙の規格 画用紙の大きさは四つ切サイズ。縦・横は自由。
- (3) 作品の主題 県の歯科保健目標である8020・6424を活用した「歯と口の健康」
- (4) 使用画材 自由。（一部に紙等を貼付する場合は、はがれないように応募すること。）
- (5) 文言の使用 ポスターには、必ず「8020」又は「6424」と入れること。
 - ・「8020・6424」と合わせて使用しても結構です。
 - ・他の言葉を付け加えて使用しても結構です。
 - ・「虫歯」ではなく、ひらがなで「むし歯」、また「歯磨き」ではなく「歯みがき」と記すこと。
 - ・特定の歯科用品名および商品名を記載しないこと。

(6) 歯科口腔保健目標「8020・6424」の意味について

8020（ハチマルニイマル）は、「80歳で20本以上の歯を保つ」ことを意味しています。

また、6424（ロクヨンニイヨン）は、茨城県独自の歯科保健目標で、①「64歳で24本以上の歯を保つ」こと、②「むし歯にしない」ことを意味しています。

5 応募方法

- (1) 個人で応募する場合は、以下のとおりにして送付先に郵送してください。

① 名札の貼付

提出作品には、貼付用の名札（別紙1）を作成のうえ、作品の下に貼り付けて下さい。

② 作品の梱包等

作品を郵送等でお送りいただく場合は、丸めずに、厚紙等に挟み、包装してください。

※丸めての送付は、開封の際に大切な作品を傷つけてしまう可能性がございます。

必ず平らな状態で送付してください。

- (梱包方法例：工作用紙などの厚紙に作品を挟み、四方をガムテープなどで止める)
- (2) 学校単位で応募する場合は、学校において以下のとおり選考のうえ、さらに別紙ポスター応募者名簿に必要事項を記載し同封のうえ、作品は一括で郵送してください。

	提出点数（学校からの応募の場合）
小学校の部	3学年または6学年から 合計2点以内 (同一学年から2点でも可)
中学校の部	2点以内 (学年は問いません)

6 応募上の注意

応募作品は返却いたしませんのでご了承ください。

また、入賞作品の著作権は茨城県に帰属し、入賞者は歯科保健の普及を図るためのポスター、リーフレット、広報等に随時使用することを予め承諾したものとします。

※ポスター応募用紙の添付無、文字の誤り等、作品に不備があった場合には、審査対象にはなりませんのでご注意ください。

7 締切り 令和7年9月10日(水) 必着

- 8 送付先 茨城県保健医療部健康推進課 健康増進グループ
〒310-8555 水戸市笠原町978-6
電話番号 029-301-3229

9 審査方法・表彰

- (1) 第一次審査(9月上旬)

茨城県歯科医師会において、小学校の部60点以内、中学校の部36点以内を選考し、第二次審査へ送付します。

- (2) 第二次審査(9月上旬)

第一次審査から送付された作品について、次のとおり入賞作品を決定します。

	最優秀	優秀	佳作
小学校の部	3点(各賞1点) (知事賞、教育長賞、歯科医師会長賞)	5点以内	10点以内
中学校の部	3点(各賞1点) (知事賞、教育長賞、歯科医師会長賞)	3点以内	5点以内

【審査員】茨城県歯科医師会長、茨城県教育庁保健体育課長、茨城県保健所長会長、茨城県保健医療部健康推進課長、美術教育に関する学識経験者

- (3) 表彰(11月中旬)

最優秀及び優秀については、第31回県民歯科保健大会にて表彰します。

10 入賞作品の発表等

- (1) 入賞者は、入賞者の該当校に通知します(9月下旬)。個人で応募の場合にも学校あて通知いたします。

- (2) 小学校の部・中学校の部の知事賞等受賞作品の内から、茨城県歯科医師会の選考により、公益社団法人日本学校歯科医会主催の「令和7年度歯・口の健康に関する図画・ポスターコンクール」へ応募しますのでご了承ください。
- (3) その他の入賞作品は、茨城県8020・6424運動推進期間のある11月から、健康づくりキャンペーン等にて展示します。また、キャンペーン等の終了後は、翌年10月頃まで、茨城県歯科医師会館及び県歯科医師会ホームページ等で公開します。
- なお、展示やホームページ等での公開及び啓発物等への氏名記載にあたり、名前や学校名等の公表を辞退したい場合は、お申し出下さい。

【参考資料】

Q：歯と口の健康週間とは？

A：6月4日～10日。昭和3年に、6月4日が「むし歯予防デー」に制定され、その後、昭和33年に6月4日から10日までが「歯の衛生週間」となり、平成25年度より「歯と口の健康週間」となりました。この週間は、歯と口の健康について正しい知識をもち、歯を大切にすることを考える週間です。令和7年度の標語は「歯みがきで 丈夫な体の 基礎づくり」です。

Q：茨城県8020・6424運動推進期間とは？

A：11月8日～11月21日。「茨城県歯と口腔の健康づくり8020・6424推進条例」で制定されました。

Q：茨城県の子どもは全国的にみてむし歯が多い？

A：12歳児の一人平均むし歯数は0.6本（令和6年度学校保健統計調査）で、年々減少傾向にあるものの、全国平均を上回っています。

Q：むし歯予防のために、何をしたらよい？

A：生えたばかりの永久歯はむし歯になりやすい特徴があります。食後に歯を磨くことはもちろんですが、時間を決めておやつをとりましょう。特に、甘い飲み物や食べ物を食べる回数が多いほどむし歯になりやすいので注意しましょう。また、フッ化物洗口やフッ化物配合歯みがき剤の使用も効果的です。

Q：子どもでも、歯周病対策は必要なの？

A：茨城県の12歳児で歯肉に異常がある人は14.1%（令和3年度県民歯科保健基礎調査）いました。歯周病は決して大人の病気ではありません。小学校3年生くらいから、歯肉炎（歯肉が赤く腫れたり歯肉から血が出たりする）になっている人や歯肉炎になりかかっている人が増えてきます。

Q：歯周病予防のために、何をしたらよいの？

A：学齢期の生え替わりの時期は、乳歯と永久歯が混在しているため、個人の歯や口の状態に応じた丁寧な歯みがきが大切です。また、歯ブラシだけではなくデンタルフロスなども使いましょう。

別紙1（全員共通）

歯と口の健康に関するポスター応募用紙（作品貼付用名札）

作品の貼付用（作品のタテ・ヨコを確認のうえ、下部に貼り付けてください）

の り し ろ	
学校名	立 学校
学 年	年
ふりがな	
氏 名	

別紙 2-1 (小学校の部)

歯と口の健康に関するポスター応募者名簿 (学校単位の応募の場合)

(ふりがな)

学校名 _____ 立 _____ 学校 _____

	応募者の氏名	学年	備考
1	ふりがな	3・6年	茨城県保健医療部 健康推進課に作品送付
2	ふりがな	3・6年	茨城県保健医療部 健康推進課に作品送付

ポスターを描いた児童の総数	名
---------------	---

学校の所在地	〒
電話番号	
担当者名	

※ポスター審査応募者の作品の提出は1校2点以内でお願いします。

※提出作品は、名札(作品下)をつけ、本名簿を添付のうえ、丸めずに送付願います。

丸めての送付は、開封の際に大切な作品を傷つけてしまう可能性がございます。

必ず平らな状態で送付してください。

(梱包方法例：工作用紙などの厚紙に作品を挟み、四方をガムテープなどで止める)

別紙 2-2 (中学校の部)

歯と口の健康に関するポスター応募者名簿 (学校単位の応募の場合)

(ふりがな)

学校名 _____ 立 _____ 学校 _____

	応募者の氏名	学年	備考
1	ふりがな	年	茨城県保健医療部 健康推進課に作品送付
2	ふりがな	年	茨城県保健医療部 健康推進課に作品送付

ポスターを描いた生徒の総数	名
---------------	---

学校の所在地	〒
電話番号	
担当者名	

※ポスター審査応募者の作品の提出は1校2点以内でお願いします。

※提出作品は、名札（作品下）をつけ、本名簿を添付のうえ、丸めずに送付願います。

丸めての送付は、開封の際に大切な作品を傷つけてしまう可能性がございます。

必ず平らな状態で送付してください。

(梱包方法例：工作用紙などの厚紙に作品を挟み、四方をガムテープなどで止める)